

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県呉市

二 事業の種類

広島圏都市計画道路事業三・五・九二八号横路一丁目白石線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の地積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 呉市 広本町 三丁目	一〇四七五 番一	雑種地		二四		二・九一
		公衆用 道路	宅地	二二・一〇	二二・一〇	

四 土地所有者の氏名及び住所

青木 鈴江 広島県呉市広本町三丁目一五番二七号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

（借地権者） 呉市 広島県呉市中央四丁目一番六号

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十五年十一月五日